

養育費等に関する申告書

※町 村 名 菊 陽 町

※受付年月日 平成 年 月 日

○ 前年（1月から12月までの1年間）に受け取った養育費について、裏面の記入要領に従って記入して下さい。

| 区 分 | 受取人 | 養育費の額 | 受 取 状 況 |
|-----|---------|-------|---------|
| | 母又は父・児童 | 円 | |
| | 母又は父・児童 | 円 | |
| | 母又は父・児童 | 円 | |
| | 母又は父・児童 | 円 | |
| | 母又は父・児童 | 円 | |
| 合 計 | 母又は父 | 円 | |
| | 児童 | 円 | |

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏 名



- (注) 1 上記の※の欄は、町村担当者が記入するので、記入する必要がありません。
2 記名・押印に代えて署名することができます。

養育費等に関する申告書の記入要領

1 この申告書の目的・趣旨

この申告書は、前年に前夫又は前妻から養育費を受け取っているのかどうか、さらに受け取っている額を確認するためのものです。

2 養育費について

前夫（児童扶養手当の支給対象となっている児童の父。以下同じ。）又は前妻（児童扶養手当の支給対象となつていない児童の母。以下同じ。）から前年（1月から12月までの1年間をいいます。ただし、1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）に、受給者（母若しくは父）又は児童が受け取つた金品その他の経済的利益（以下「養育費」といいます。）がある場合には、その額を記入して下さい。

養育費は、児童扶養手当法施行令第3条により、児童扶養手当制度における所得となりますので、正確に申告して下さい。

養育費として含まれるのは、具体的には下記で定めるものです。

前夫又は前妻が複数あり、それぞれから養育費を受け取つた場合には分けて記入して下さい。

また、区分欄は区別できるよう前夫又は前妻の名前等を記入して下さい。前夫又は前妻が1人の場合には、この区分欄は空白で結構です。

受取状況欄には、次の例にしたがって記入して下さい。

- 例1 毎月5万円、12か月間受け取っている場合には、「月々5万円、12か月分」と記入して下さい。
- 例2 4月、8月、12月の3回に、それぞれ1万円、3万円、5万円を受け取っている場合には、「年3回 1万円、3万円、5万円」と記入して下さい。
- 例3 年に1回、4月に受け取っている場合には、「年1回、4月」と記入して下さい。

記

「養育費」について

1 「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。

- ① 児童扶養手当を受給している者が母親の場合には、監護している児童の父親が、児童扶養手当を受給している者が父親の場合には、監護し、かつ生計を同じくしている児童の母が払つたものであること。
- ② 児童扶養手当を受給している者が母親の場合には、受け取つた者が母親又は児童（母親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。）、児童扶養手当を受給している者が父親の場合には、受け取つた者が父親又は児童（父親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。）、又は母親から父親若しくは児童へ、又は母親から父親若しくは児童に支払われたものが金銭又は有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）であること。
- ③ 父親から母親若しくは児童へ、又は母親から父親若しくは児童への支払方法が、手渡し（代理人を介した手渡しを含みます。）、郵送、母親、父親名義又は児童名義の銀行口座への振込みであること。
- ④ 「養育費」、「住送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に関係する経費として支払われていること。

2 したがって、次のようなものは「養育費」には含まれません。

- ① 児童扶養手当を受給している児童の父親以外の者から支払われたもの、又は父親が監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の母親以外の者から支払われたもの
- ② 母親、父親又は児童以外の者が受け取っている場合
- ③ 支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合
- ④ 支払方法が、母親、父親又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合
- ⑤ 「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合

(注) 1. 受給者が未婚の母親である場合

父親が児童を認知しており、かつ、上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

2. 自分の子だけでなく、他の子も養育している場合

自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

◎ 養育費がどうか分からない場合は、町村役場の担当者にお尋ね下さい。